

地震・津波被害想定調査検討部会の設置について

【要 旨】

岩手県防災会議条例第4条第1項により「地震・津波被害想定調査検討部会」を設置するもの。

また、県が実施する地震・津波被害想定調査について、岩手県防災会議運営規程第4条2項に基づき、部会で調査審議するもの。

1 設置目的

県が本年度実施する本県最大クラスの地震・津波被害想定の方針について調査審議を行うもの。

2 設置期間

被害想定調査が終了するまでの間

3 主な助言事項

地震・津波被害想定調査の実施に当たり、①調査パターン、②調査項目及び③調査手法に関して助言するもの。

①調査パターン	季節や時間帯によって被害状況が異なることから、「夏の昼」、「夏の夜」、「冬の昼」及び「冬の夜」などケースを分けて被害予測を行う。
②調査項目	「人的被害」、「建物被害」及びライフライン被害、交通施設、生活への影響などの「社会基盤施設等被害」について市町村ごとに調査する。
③調査手法	国の被害想定手法や他都道府県による被害想定調査を参考としつつ、近年の国内で発生した地震災害に係る検討状況や最新の知見を踏まえたものとする。

【参考】 部会を構成する委員・専門委員について

岩手県防災会議で部会設置の承認後、会長（知事）が「部会に属すべき委員及び専門委員」として指名します。